

公共下水道が供用開始される地区 (平成 18年 3月 31日)



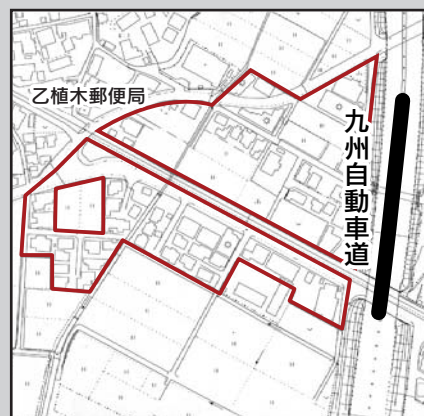
須恵地区 (中通り)



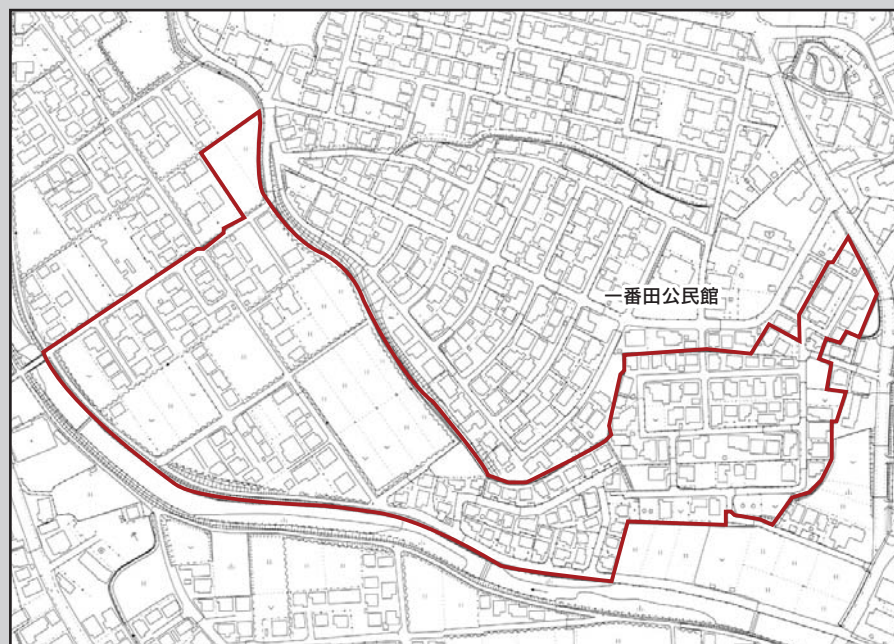
須恵 (かやの) 地区



長礼・甲植木地区



乙植木地区



一番田・須恵 (南川内) 地区



旭ヶ丘地区



昭穂地区



旅石地区

事業推進にご協力を!

下水道事業の推進や実施にあたっては、町民のみならず、受益者負担金やトイレの改造費など、多大の経済的負担をおかけすることになります。町では、水洗化工事資金の融資あっせんや利子の助成、奨励金などみなさんの経済的負担を、少しでも軽減するための措置を用意しています。

下水道の役割は?

炊事・洗濯・風呂・トイレなど、私たちが生活していくうえで一日たりとも欠かせない水。私たちは、毎日いろいろな用途に水を使っていますが、この使った水の後始末をする

新たに左のページの図面の須恵・一番田・長礼・甲植木・乙植木・旅石・旭ヶ丘・昭穂の各区の一部で公共下水道が供用開始となり、3月31日から排水設備確認申請が受け付けられることとなります。

8行政区の一部で公共下水道供用開始
きれいな水と豊かな自然を未来へ

須恵・一番田・長礼・甲植木・乙植木・旅石・旭ヶ丘・昭穂

のが下水道です。この下水道は、汚水を集めて処理し、きれいな水にして自然界にもどす役割をはたし、町の生活環境の改善や自然環境の保全を図ります。

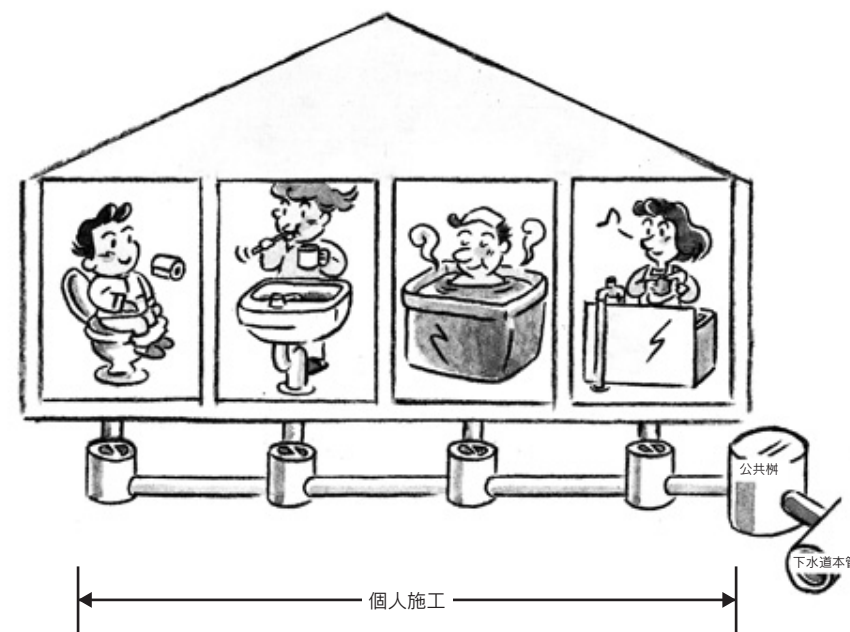
供用開始に伴う負担金は?

下水道の供用開始地区のみならず、実際に負担いただく費用は次のとおりです。
・受益者負担金 土地の面積 $○○\text{m}^2 \times 500\text{円}$ (土地の面積に応じて負担していただきます)
・排水設備工事費 水洗トイレの改造や公共樹への接続工事など。
・下水道使用料 毎月の汚水の排出量に応じて料金を納めていただきます。

▼問合せ先

役場下水道課
☎ 932・1151

排水設備工事例



負担金は、1平方メートル当り

500円

負担金は、土地の面積に応じて負担していただくもので、1回限りのものです。全額納付されれば、以後負担金を徴収することはありません。

あなたの負担金の総額は?

負担金の計算方法は下記ようになります。

土地の面積 $○○\text{m}^2 \times 500\text{円} = ?$

[算出例] もし、あなたが 200m^2 (約60坪) の土地を所有しているとすれば

負担総額は **$200 \times 500\text{円} = 10\text{万円}$** となります。